

第104回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 令和2年12月25日（金）13時00分～14時25分
2. 場 所 神戸国際会館9階901及び902号室
3. 出席者
 - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）
荒川雅行、太田貞夫、小野裕美、柴田眞里、灘本明代、西村裕三、眞鍋智子
 - (2) 実施機関の職員
行財政局税務部収税課長
交通局営業推進課長
企画調整局医療・新産業本部新産業部長 ほか
 - (3) 事務局の職員
市長室担当部長、企画調整局情報化戦略部担当課長 ほか
 - (4) 傍聴者
なし
4. 議 題
 - (1) 審 議
 - ①預貯金等照会電子化サービス利用に伴う電子計算機の結合について
 - ②市バス・山陽バス共通乗車ポイントサービスの導入に係る電子計算機の結合について
 - ③参加者応募に係るインターネット受付システムの導入について
 - (2) その他
 - ①新たに個人情報を電子計算機処理することについて
5. 議事要旨
 - (1) 審 議
 - ①預貯金等照会電子化サービス利用に伴う電子計算機の結合について
行財政局税務部収税課から、預貯金等照会電子化サービス利用に伴う電子計算機の結合について、条例第12条（電子計算機処理の結合の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

○委 員 権限のある職員が、データ作成をするということが書かれてあるのですが、ある調査をしようというときに、担当一人だけで必要性を判断して、このようなことを行える仕組みなのか、そうではないのか、そのあたりを教えてくださいませんか。

○収 税 課 担当と係長の判断で照会の決裁が終わります。

○委 員 一人で決めるということではないですね。

- 収 税 課 はい。
- 委 員 収入情報と同じく金融機関の預貯金情報は、もちろん徴税業務に必要なだと思っておりますが、他方で電子的に照会ができて、すぐ回答が返ってくるとなると、あつてはならないことではすけれども、興味等での照会が発生するリスクがないとは言えない。そこが、市民からしても本当に必要な場合に見られるのか、勝手に見られているのではないかという不信感を防ぐ必要があると思っておりますので、そのあたりについて、流れとかでも、複数決裁にするとかということも、どこかで記載されてはいかかかなと。今だったら、担当ともう一人上席の方ですね。あと、1万2千件と想定されているということですが、これは今の調査件数と同じと見込んでおられるのでしょうか。
- 収 税 課 一部の金融機関しか加盟しておられないので、一部でございます。
- 委 員 現行での調査件数は、これよりも多いということでしょうか。
- 収 税 課 はい。年間12万件ございます。前者のご質問でございますけれども、基本的には滞納者であれば、国税徴収法141条に基づいて、検査できる権限はそれぞれ職員が持っているので、係長は確認しますが、複数のチェックは避けさせていただきたい。
- 委 員 係長の確認なりでもあればいいなと思っていました。どうしても何かそのリスクを避けるための手立てを置いている方がいいなと思っていました。事後にどのような調査が行われたのかということ、当然確認をすることができるようになるんですよ。正しく調査されたかどうか、疑念が生じた場合に、遡って確認することができる、というふうになるんですよ。
- 収 税 課 データのやり取りは残りますので、誰がアクセスして、どのような状態か記録が残りますので。
- 事 務 局 補足しますと、アクセスログを取りますので、アクセスログで誰のIDカードで、どういう調査をしたか、というのは事後に監視をすることになります。調査の結果については、所属長、課長までの決裁を取って、記録を残すことになっていきますので、どういう調査をしているのかというのは、組織として管理をすることになるということになってございます。
- 委 員 当然、権限を持って、調査されること自体は必要だということは理解していますが、やはりデータでのやり取りとなってくると、市民の警戒、いろいろなリスクはより懸念されるかなと思われまますので、ぜひ慎重な取扱いをお願いいたします。

- 委員 入力データの項目が少ないのですが、実際にシステムに入れるフォーマットというのか、要はファイルフォーマットとして入れるのか、それともユーザーインターフェイスがあって入れていくのでしょうか。
- 収税課 フォーマットです。
- 委員 フォーマットは事務処理用 PC に打ち込む人は知っているのですか。アスキーデータか何かで入れてしまうのでしょうか。
- 収税課 はい。
- 委員 先ほど年間12万件くらいということで、結構多いと思ったんですけども、1回に入れるリストの量というのはどれくらいでしょうか。
- 収税課 100件くらいです。
- 委員 最初は問題ないなと聞いていたのですが。先ほどおっしゃっていたように、ログを取っていますと。要は項目が非常に少ないので、なりすましによる事務処理用 PC を使っている人が、例えば自分の親戚とかの名前を入れたら出てきちゃうので、その時にファイルフォーマットを知っていたら、追加したら結果が見れちゃうんじゃないかと思ったんですが。
- 収税課 そもそも、我々が、業務に関係のないデータを見ること自体がだめなことになっていますので。
- 委員 でも見れますよね。ただ、ファイルに入力するだけですよ。
- 収税課 基幹システムからの滞納者データを基に作るのですが、電子照会システムに上げるのですけれども、基幹システムで業務に関係のない、親戚などはやっちはいけないことですので。個人情報保護条例に違反することになります。
- 委員 そこで縛られている。
- 収税課 はい。また、ログも取ります。
- 委員 犯罪が分かれば、事後で分かるようにしているということですね。
- 収税課 はい。

○委員 今の点、もう一度補足で。やってはいけないことということは、もちろん、分かっているんですけども、それでも今までの郵送でのやり取りよりは、やろうと思えば手軽にできるようになるということで、何かの瞬間に、乗り越えてしまうリスクが増えることは事実。やってはいけないことですが、神戸市においても過去に起こっていますので。そういう意味でも、定期的にモニタリング、そう頻繁にはできないと思うのですが、されているということを知られるなり、それを乗り越えないようにする何らかの仕組みをあわせて導入されたら、と思います。過去に、懲戒事例のある、例えば、所得情報、収入情報などは、それが、皆さんこんな懲戒がありました、ということが行き渡っていますので、してはならないことということで、十分検証されているでしょうけれども。新しいことについては、まだ懲戒事例もありませんので、検証は当然されますでしょうし、大丈夫だと思うのですが。しかし、中には前の懲戒事例と同じだからやってはいけないんじゃないかといっても、中にはそれが分からない方もいらっしゃるわけではないので、ぜひ、制度的にも仕組み的にも何らか発覚する、防ぐような仕組みの一部でも取り入れていただきたいなど。そうしないと、うっかりではすみませんが、乗り越えてしまった職員も市民の皆さんも誰も得をしないということになるので。しつこいようですが、よろしくお願ひします。

○委員 他になれば、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。預貯金等照会電子化サービス利用に伴う電子計算機の結合についてですが、市税、国民健康保険料、介護保険料等、滞納者の国税徴収法に基づく財産状況の把握のため、滞納者の預貯金等情報を金融機関へ照会するために、市と預貯金等照会電子化サービス提供事業者をオンラインで結合することは、公正な市税行政の推進や業務の効率化に寄与し、公益に資すると認められること、個人情報保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

②市バス・山陽バス共通乗車ポイントサービスの導入に係る電子計算機の結合について

交通局営業推進課から、市バス・山陽バス共通乗車ポイントサービスの導入に係る電子計算機の結合について、条例第 12 条（電子計算機処理の結合の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

○委員 ICOCA は JR 系ですよ。我々、一般的に ICOCA と PiTaPa と分けているのですが、説明は ICOCA で、センターが PiTaPa となっているのですが、両方使えるということでしょうか。

- 委員 PiTaPa の間違いではないのでしょうか。
- 営業推進課 ポイントサービスに関しては ICOCA のみです。
- 委員 ICOCA のみですか。PiTaPa は使えないのでしょうか。
- 営業推進課 PiTaPa は利用額割引というサービスがございます。利用した額に応じてもともと割引サービスが提供されておりますので、今回は ICOCA のみです。
- 委員 PiTaPa のセンターで ICOCA も管理するというのでしょうか。
- 営業推進課 はい。交通系のシステムとしましては、JR 西日本の ICOCA、JR 東日本の Suica を含めて、私共、スルッと KANSAI 協会に入っておりますので、PiTaPa センターと言われるスルッと KANSAI が管理しているサーバーから、相互のデータ通信でデータ共有を行うということになっております。
- 委員 今までは PiTaPa カードでは、割引が実施されていたということですか。
- 営業推進課 はい。
- 委員 ICOCA ができていなかった。
- 営業推進課 はい。データは ICOCA のカードもスルッと KANSAI の PiTaPa センターを経由して JR 西日本とデータ連携をしておりましたので、そこについては、変更しておりません。
- 委員 割引については、ICOCA はなかった。
- 営業推進課 なかったです。ですので、今回新たに割引制度を設けるということを考えております。
- 委員 PiTaPa の割引制度は、昼間がどのということではなくて、所定の回数、同じところを 10 回以上だったと思うのですが、市バスを使った際の昼間カードの代替で言えば、ICOCA カードだけが、従来のカードの代替ということでしょうか。
- 営業推進課 はい。これまで利用いただいてました、PiTaPa の利用割引と市バス専用カードの 2 つのサービスを並行して利用していただいておりましたが、市バス専用カードの方を、この度廃止するにあたりまして、代替として、ICOCA のポイントサービスを始めようということ。その 2 つが継続するとい

うことについては同じということです。

- 委員 東京に行く機会が多く、持っているカードが Suica なのですが、今まで気にせずに、どこでも乗入れ自由なので、日本中どこでも Suica でやってきたので、割引とか関係なく Suica しか持っていないので、その場合も同じようなシステムになるということでしょうか。Suica は入らないのでしょうか。
- 営業推進課 現在は ICOCA カードに限定して想定させていただいておりまして、将来的には現在のところは分からないのですが、このサービスのスタートの段階では、ICOCA のみという形にさせていただいております。
- 委員 システム図のところですが、上のところの三つが、ポイント管理と書いてあるところと、クラウドのポイント計算と囲ってあるところと、左の PiTaPa センターというところがあるのですが、要はこの三つが全て PiTaPa センターということでしょうか。
- 営業推進課 そうではありません。データフロー図の左側の黄色で囲われています左側の部分が口頭で申し上げた PiTaPa センター内に設置されているものになります。赤字の (6)、(7) までが PiTaPa センターになります。今回、黄色の線を越えた部分が新たに設置するサーバー群になりまして。
- 委員 それは神戸市ですか。
- 営業推進課 はい。神戸市が契約をしまして、今回新たに設置を行うサーバー群になります。
- 委員 委託事業者と書いてあるのですが、これは委託事業者側のサーバーということだとしても、このシステムは神戸市が構築しているという認識でよいでしょうか。
- 営業推進課 発注主体としては神戸市となります。
- 委員 そうすると、この図はいろいろと問題が生じてくるんですが、今までは上は関係ないのかなと聞いていたんですが、半分から上も関係してくるということですよ。
- 営業推進課 はい。
- 委員 いくつかお伺いしたいのですが、図の真ん中にクラウドがあって、黒いの

が。これはゲートウェイのマークかなと思ったのですが、これは何でしょうか。要は凡例がないんです。ですので、凡例を入れてください。

- 営業推進課 はい。分かりました。
- 委員 真ん中は何でしょうか。
- 営業推進課 真ん中は公衆通信網を想定しておりましたので、この絵にイメージで入れさせていただいております。
- 委員 山陽バスのところに薄いグレーのシリンダーがあるのですが、これは何でしょうか。ここが重要じゃないかと思うんです。ここは山陽バスのデータも神戸市のデータも全部通ってますよね。
- 営業推進課 これは、データ通信経路を規定するためのゲートウェイです。イメージとして書かせていただいております。
- 委員 これは同じゲートウェイを通るのでしょうか。ここがセキュリティホールになるのではないかと思ったのですが。もう一つ言うと、神戸市が緑で、山陽バスがオレンジかと思うんですが、(16)は穿った見方をしてしまうと、直結していますよね。これはそうなんでしょうか。
- 営業推進課 直接、緑から黄色が見れるというわけではございませんので。ネットワークセグメントを切り離させていただいております。
- 委員 多分そうだと思うんですけども。
- 営業推進課 データ通信経路上、一部重複するということになります。
- 委員 これは、物理的な線を出しているのでしょうか。セキュリティ的なデータの移行を出しているのでしょうか。混在しているのではないのでしょうか。
- 営業推進課 物理的な線のことになります。
- 委員 物理線で直結していたら、これはまずくないですか。
- 営業推進課 物理線で直結というか、L3接続になりますので、VLANとしてのネットワークセグメント上は切れています。
- 委員 それはそのように書くべきではないのでしょうか。

- 営業推進課 はい。
- 委員 この図はすごく穿った見方ができちゃうんです。神戸市のサーバーと山陽バスのサーバーを直結していると見えてしまうんです。ですので、離れた方が良いと思います。
- 営業推進課 はい。
- 委員 それから、もっと言うと、山陽バスのところから、ブルーの線が出ているのですが、これは関係ないですよ。
- 営業推進課 右下の後方系 SV と書かれているところから、左側の赤色のところまで引かれている線ですが、既存で存在している各交通事業者がスルッと KANSAI と接続するための通信経路を示しています。緑色のところと線が重複しているところはネットワーク回路上、論理回路上、離されていますので、文言の注釈を付けさせていただきます。
- 委員 多分、言っているところが違ってしまっていて、后方系 SV と書いてあるところから、水色の線が出て、今回諮問 12 条というところも水色になっていて、これは何でしょうか。
- 営業推進課 スルッと KANSAI から利用データを山陽バスが拾うための通信経路となります。
- 委員 それは、今回関係あるのでしょうか。神戸市とどのような関係があるのでしょうか。
- 営業推進課 戻ってくるのもそうなのですが、利用についてもスルッと KANSAI と接続するために、黄色のバスから反時計回りに回って、(5) と書かれている矢印からバス SV を経由して、スルッと KANSAI の PiTaPa センターに利用データを上げています。そのための通信回線です。実際に利用いただいているデータをスルッと KANSAI が認識するための線にして、それがあって、初めて利用データとしていくら使った、というデータを見ることができるといことになります。
- 委員 山陽バスの后方系 SV から流れているデータは山陽バスのデータであって、例えば、ここでハックされようが何されようが、神戸市には関係がないのではないのでしょうか。この線が悪いと言っているのではなくて、今回の諮問対象ではないのではないのでしょうか。神戸市のデータは一切流れていないのではないのでしょうか。

- 営業推進課 本来は、山陽バスの後方系 SV から流れているところは、山陽バスが社局サーバーを建てていて、通常通り、サービスを提供しています。それがこの線になります。今までは、別れています。今回につきましては、ポイントの管理をした後に、精算した後のデータを後方系のサーバーにデータを送信する必要が出てきました。管理者用端末から戻すわけにはいかないので、山陽バスが持っていた回線を使って、精算関係の情報を戻すというところで、ネットワークを使うということで共有ということで理解いただければと。
- 委員 員 そうすると、戻りということは理解したのですが、戻りのポイントのところまで神戸市が責任を持つのでしょうか。私が思っているのは、神戸市バスは神戸市バスのエリアの中のデータ管理だけをがっちりしておけばいいのであって、山陽バスのところまで、我々の責任です、と責任範囲を広げる必要はないのではないのでしょうか。ポイント計算をした結果を山陽バスに戻すということは理解したのですが、そこまで神戸市の範囲なのですか。
- 事務局 委員がおっしゃるように、山陽バスの管理のところということなのですが、山陽バスのサーバーと市もしくは市が委託した事業者との間でリンクするということになりますので、その意味においては、11条ではなく、連結ということで、12条の諮問の対象になるということでございます。
- 委員 員 データが自分の責任の範囲でないものを流しても連結すれば 12条になるのでしょうか。
- 事務局 市から民間サーバーにデータが流れていくということになりますので、12条の結合の対象ということになります。
- 委員 員 分かりました。
- 事務局 垂水区のエリアでは市バスと山陽バスが相互乗り入れしていますので、神戸市が行っているポイントサービスを山陽バスの方で受けていただく必要がある、ということで業務上の必要性からデータの連携をしているということになります。
- 委員 員 それでは、要望としては、細かいことなんですけど、図を簡素化して書かれていると思うのですが。
- 営業推進課 セキュリティ上の観点で、ネットワークがしっかり切れているかどうか分かるような図に修正させていただきます。
- 委員 員 この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思い

ます。市バス・山陽バス共通乗車ポイントサービスの導入に係る電子計算機の結合についてですが、市と山陽バスのシステムをオンラインで結合し、市バスと山陽バスの利用者が運賃等に交換可能なポイントを取得する乗車ポイントサービスを導入することは、ICカード利用率の向上に繋がり、また、バス利用者の乗車動向を的確に把握でき、効率的なバス路線の設定など、市民サービスの向上に資すると認められること、個人情報保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

③参加者応募に係るインターネット受付システムの導入について

企画調整局医療・新産業本部新産業部新産業課から、参加者応募に係るインターネット受付システムの導入について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。
- 委員 先ほどの Peatix（ピーティックス）の漏えいの話を確認したいのですが、漏洩があったけれども、あったのはユーザー登録の情報で、今回で言えば、神戸市の部分にあたるということですね。アカウントを作ったのは神戸市なので。そこが漏れたかもしれない。対象者になっているかどうかは分からない。
- 新産業課 対象者かどうかは判然としません。どこまで漏れたか判然としないまま、我々に対して漏れた可能性がありますということで、連絡があったので、我々もすぐにパスワードを変更したということです。そこは残念ながら判別はつきません。
- 委員 漏れたとしたら、神戸市のアカウントの部分ということですか。
- 新産業課 神戸市がログインするためのアカウントが漏れている可能性があるので、パスワードを変えさせていただいたということです。
- 委員 既に使用されているので、あえてご説明ということであれば、漏えいがあったところをまだ使う予定ですか。
- 新産業課 Peatix はこういうこともありましたので、今後は Peatix を使った参加者情報の収集はしません。今回の説明は 2015 年から 2020 年に使用したことについて、ご説明が漏れていたもので、事後になります。ご説明させて頂いたということです。

- 委 員 今後はしないということですよ。
- 新 産 業 課 Peatix を使ってイベントの PR はさせていただきますが、そこを使って個人情報の収集は行いません。
- 委 員 今後はどこを使うのでしょうか。
- 新 産 業 課 イベントの告知自体は使えると思っています。ただ、申し込みの際には、こちらを案内しますということで、神戸市の方でセキュリティポリシーに則ったサイトを案内する予定です。具体例としては、キントーン等を使うことを想定しています。
- 委 員 よくあるのが、Peatix から漏れて、いろいろと皆さん被害を受けているんですけども。違うところに、また民間に行くのかなと思ったのですが。
- 新 産 業 課 その場合は、もう一度審議会にかけさせていただきます。今のところ、使わないというふうに思っております。
- 委 員 Peatix を使っていたこと自体びっくりしたのですが、今回みたいに、ユーザーから見ると、神戸市に参加したいから Peatix に登録したのであって、Peatix が悪くて情報が漏れたんですけども、その根源は神戸市じゃないのとユーザーは思ってしまうかもしれないんですけども、この辺はちゃんと関係ありませんということになっているんですかね。条例上といいますか、法令上といいますか。
- 事 務 局 セキュリティポリシーの責任の範囲としては、神戸市としては、神戸市のアカウントで、Peatix から ID を取得したところまででございまして、委員がおっしゃるように Peatix の利用者というのは、自己の判断でアカウントを取得するというので、ID なり、ハンドルネームなりを登録するということですので、それについては、神戸市の責任範囲外ということですよ。
- 委 員 それはちゃんとなっているのですか。
- 事 務 局 はい。
- 委 員 何で、Peatix を使っていたのですか。
- 新 産 業 課 冒頭で申し上げた通り、より我々がアクセスをしたいお客様層にリーチできる方法を考えた中で、Peatix については他の自治体も IT 関係のイベント等で使っていた例もございまして、我々はそこが一番の思いで使いまし

た。我々のホームページにも 5 年間やっていたので、神戸市の IT なりスタートアップに注力しているということはそれなりに浸透してきたのかなと思っておりますので、PRはしますけれども、イベントの参加については、我々のホームページを見て、ということと思います。2015 年当初はほぼ何も手探りの真っ暗な状態の中で、そういうところにリーチしようとしていたもので、そのような判断をしました。

○委員 本来であれば、2015 年の段階でここにかけないといけなかった。今回 Peatix がたまたま情報漏えいしたので、出てきたということでしょうか。

○新産業課 そうです。部内で調査をしたところ、諮問していなかったということが判明しましたので。

○委員 他にご意見はよろしいでしょうか。それでは答申案をまとめたと思います。参加者応募に係るインターネット受付システムの導入についてですが、市が主催のイベントの告知、募集、申込者の把握等を行うため、イベント告知、参加者募集事業者の専用サイトを活用して、電子計算機処理することは、迅速かつ正確なイベント応募者情報の把握や市の取組みの認知向上が可能となり、市民サービスの向上に資すると認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、事後承認ということになります。

○委員 これ、承認して良いのでしょうか。データ漏えいしたんですけれども。結構、被害を皆さん被っていると思うんですね。宣伝のメールがたくさん来たとか。

○委員 今後は、もう使わないとおっしゃっていますので。

○委員 承認するとしたら、今後は使わないというところを承認しないといけないんじゃないでしょうか。

○委員 過去 5 年分を承認するという事です。

○委員 それはいいのでしょうか。情報漏えいしてしまったので。承認しないとは言えないのでしょうか。

○委員 諮問されているわけですから。

○委員 事後承認という形で答申を出さないといけないんでしょうね。

- 事務局 漏えい事故が起こる前の状況として、このシステムを使ったということを対象として、承認していただいて。
- 委員 宣伝の1件はいつ使ったのでしょうか。
- 新産業課 漏えいする前に使ったので、6月30日です。
- 事務局 条例上から申しますと、審議会にお諮りするというのが、事後ではありますけれども、何もない中でことを進めてしまうのは、やはり瑕疵があるということになりますので、事後でありますけれども、事故が発生する以前のこういった形で使っていたということにつきまして、審議の対象として、お願いしたいということで、今回、事後諮問させていただいたということでございます。
- 委員 でも、漏えいするようなシステムに、黙って使っていたことに対して、かといって、こうしたら良いということもないのですけれども、当委員会が承認したというお墨付きを付けちゃっていいんですか。
- 委員 経緯を書いていただいて、そういう形での事後承認だった。ということを明記したらいいんじゃないでしょうか。
- 委員 過去のことについて、5年間分のことについて、事後承認をするという形なんでしょうか。
- 事務局 そうです。
- 委員 そこで市側に瑕疵があったということは明記していただいて、事後承認という形で、審議して事後承認を得たという。一文というか、そういうことを残していただくということがいいのではないかと。
- 委員 もちろん、事後承認ということは明記するべきですね。
- 委員 そうですね。
- 委員 さらに、今後については、条例に即して適正に処理してほしいという要望になりますけれども。そのような形で処理させていただいてよろしいでしょうか。
- 事務局 今回、不正アクセスによる漏えいがあったということに端を発していることでございますけれども、こういったことがないものについて、実は、フ

ライングしてやってしまいましたというケースが、過去にあったわけですが、そのことにつきましては、事後ではございますけれども、審議会にお諮りをさせていただいて事後でお認め頂きながら今後も進めていくという形をとっております。今回につきましては、確かに、事故があったことがございますけれども、先例に倣って、事故が起こる前まで扱ってきたことについて、お諮りしたということになります。

- 委員 員 でも、漏えいしてしまったんですね。ただし書きを付けるのであれば。
- 委員 員 事情が違う気がします。先例とは違う気がします。情報漏えいがあったわけですから、それは審議会に事情があった上で諮ったということは明記していただかないと。
- 事務局 そのあたりにつきましては、答申の中で盛り込みをさせていただくという形でさせていただきたいと思います。
- 委員 員 今おっしゃたことについては、皆さんご意見があるようですし、既に今後使われないということであれば、今日絶対こうしなければいけないというところまでもないんですしたら、どういう文書にするかはどうなんでしょう、皆さんそれなりにこだわりがあるのであれば、もう一度、文書を見るということもあるかなと。例えば、今回の事例、漏えいが市民の方の情報に及んでいないように聞こえたんですけども、仮にもし、そんなことはないと思いますが、審議を経ずに、今回のことではないですよ、極めて不適切な取扱いをされた事例があったとして、それが発覚してやめましたというときに、事後だからといって、全てに対して承認できることではないと思うんですね。今回、その漏えいしたサービスというのは、私は残念ながら知識がなくて、どういうものだったかというのは存じ上げないんですけども、事後であっても、今後使わないということと、単に手続きが抜けてただけで、何ら内容に問題がなく今後とも使われていく、その両方はあると思うので、結果的に、何か事故があった場合、事後承認の形にするのか、承認して良いのかというのは、今まで議論したことがない論点かもしれないので、一度整理してみてもどうかという気がいたしますけれども。
- 委員 員 この諮問、文書自体、口頭での説明はありましたけれども、事情が全く分かりませんよね。それも前例に倣ってということでしょうか。
- 事務局 基本的に、事故は口頭での報告にはなりましたけれども、形式上では1件の諮問という形で整えさせていただきましたので、書面上では表れておりませんが、先ほどから、委員ご指摘の点がございますので、今回、どういう形でお出しさせていただくのが良いのかというのは、一度、事務

局の方で考えさせていただくということでしょうか。

○委員 その方がいいと思います。皆さんご存じないと思うんですけども、我々の世界では Peatix が漏えいしたのはとても有名な話ですので、見る人が見たら、こんな漏えいしたものを承認しているの、と思う人がいるかもしれないので、その時にバリアできるような感じにさせていただければと思います。

○委員 事務局が検討するという事ですので、結論は出さずに再検討することにしてしまおう。この案件は、結論を出さずに、後日再検討させていただきたいと思います。

○委員 3 件目につきましては、結論が保留となりましたけれども、最初の 2 つの件につきまして妥当という結論が出ておりますので、答申文については、私に一任させていただきますでしょうか。

○委員 (異議なし)

○委員 それでは、そのように処理させていただきます。

○委員 それでは、次に報告事項に移ります。

(2) その他

①新たに個人情報電子計算機処理することについて(報告)

事務局から、神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項第 2 号に基づき新たに個人情報を電子計算機処理することについて、報告がなされた。

○委員 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員 (質問等なし)

○委員 それでは、これをもちまして、第 104 回神戸市個人情報保護審議会を終わります。ありがとうございました。